平成27年度

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 について

公募説明会 平成27年6月

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当法人が取り扱う補助金は…

国庫補助金等の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められている。



補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処する。

重要事項を十分ご認識された上で補助金の申請を行ってください。

※重要事項は次項にて説明

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

重要事項

- ▶ 当法人に提出する書類は如何なる理由があっても、その内容に 虚偽の記述を行わないこと。
- 冷りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合は、必要に応じて現地調査等を実施し事実関係を把握すると共に、不正が認められる場合は一定の措置を講じる。
- ▶ 補助金に係る不正行為に対しては『補助金に係る予算の執行の 適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29 条から第32条』において、刑事罰等を科す旨が規定されている。

もくじ

- 1. 全体概要
- 2. 区分 I 【省エネ設備・システム導入支援】
- 3. 区分 Ⅱ. 【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】
- 4. 区分Ⅲ.【エネマネ事業者を活用する場合】
- 5. 事業の実施
- 6. 年度またぎ事業
- 7. 補足資料

もくじ

- 1. 全体概要
- 2. 区分 I 【省エネ設備・システム導入支援】
- 3. 区分Ⅱ.【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】
- 4. 区分皿【エネマネ事業者を活用する場合】
- 5. 事業の実施
- 6. 年度またぎ事業
- 7. 補足資料

> 事業区分及び補助率

事業区分	名称	補助率	
I	省エネ設備・システム導入支援		Ⅲ.エネマネ事業者を活用する場合は、補
	電気需要平準化対策 設備・システム導入支援		助対象経費の1/2以内 ※Ⅲ単体での申請は不可

【 I. 省エネ設備・システム導入支援】とは

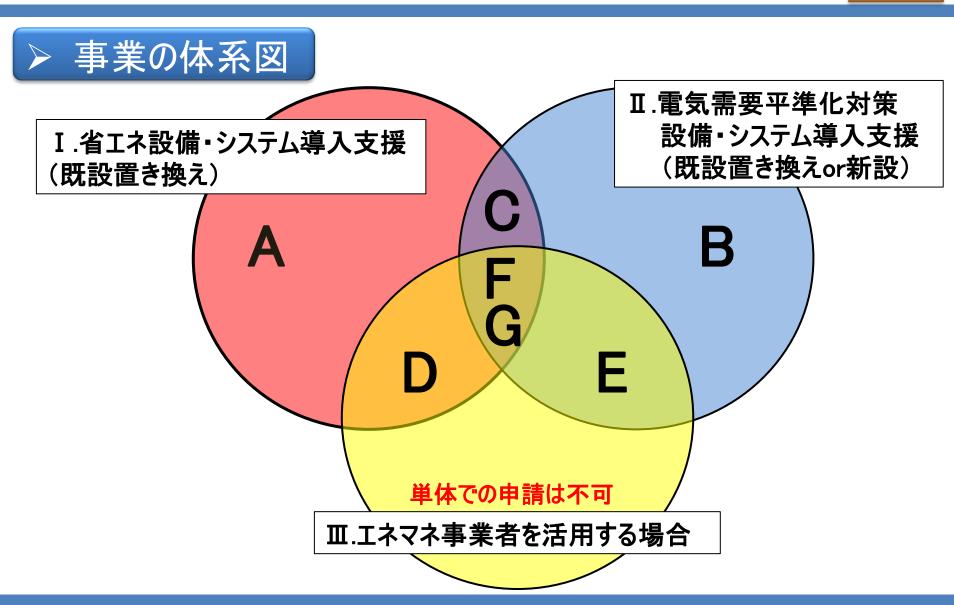
既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修による省エネルギー事業。

【Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・システム導入支援】とは

既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等により、電気需要平準化時間帯の電力使用量を削減する事業。

【Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合】とは

エネマネ事業者と連携し、省エネ設備・システム等又は電気需要平準化対策設備・システムに加え、EMS を用いた設備の制御により、より一層の効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業。



▶ 申請パターン

区分申請パターン	I. 省エネ設備・システム 導入支援	II. 電気需要平準化対策設備 ・システム導入支援	Ⅲ. エネマネ事業者を活用 する場合	補助率
Α	省14 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上			1/3
В		t'ク 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/干万円以上 t'ク 増エネとならないこと		1/3
С	省エネ効果 1%以上or 500k以上or 200k/子 t'-7対策効果 5%以上or 1900干kWh以上or 80			1/3
D	省工 効果 or <u>200k/千万円以上</u>		省工 効果 196以上 or 500k以上	1/2
	省工+効果 10%以上 or 1200以以上	t'-9		
E		ピーク 増エネとならないこと	t'-2 5%以上 or 1900千kWh以上	1/2
		t'/対策効果 50%以上 or 4500千kWh以上		
F	省エキ効果 1%以上 or <u>500k以上 or 200k/千万円以上</u>		1/2	
	金 エネ効果 10% 以上 or 1200kl以上			
G	省工本効果 196以上 or 500k以上 or 200kl/子		t'-2 5%以上 or 1900手kWh以上	
	t ⁻ -9対策効果 596以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 t ⁻ -9対策効果 50%以上 or 4500千kWh以上			1/2



> 予算額

約210億円

> 補助金限度額

平成27年度分については以下のとおりとする。

上限:1事業あたりの補助金 50億円/年度

下限:1事業あたりの補助金 100万円/年度 (補助金100万

円未満は対象外)

- ※補助率1/3の場合は補助対象経費300万円、1/2の場合は 200万円。
- ※ただし、応募状況により、公募予算額を超える場合等には、採 択された場合でも申請された補助金額が減額される場合がある ことを、あらかじめ了承のこと。

> 補助対象範囲

設計	- 費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等。		
設備	費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む。)又は据付等に要する経費(ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く)。		
		計測計量機器 電力量センサ、ガスメーター、水量計、温湿度センサ、熱量計、パルス検出器 など		
		モニター装置 監視用端末、PC、ローカルサーバ など		
	EMS部分	制御機器 制御用センサ、リレースイッチ、コントローラ、インバータ 、 自動制御関連設備(VAVなど)		
		通信装置 モデム、ルーター など		
		制御用配管配線及び付属品、工事部材 など		
工事	養	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。		
諸 経	· 費	補助事業を行うために直接必要なその他経費(工事負担金、管理費(職員旅費、会議費等))等。		

※発電設備は、原則、売電量の増えないものを補助対象とする。ただし、売電量または供給 先が増える場合であっても、自家消費分が5割以上である場合に限り、発電設備に係る 補助対象経費(設備費)の1/2を補助対象経費として補助する。詳細は次項を参照。

> 補助対象範囲

■発電設備の補助対象範囲

	内容の別	補助金の額	
(1)	発電設備の更新(全て自家消費)**	補助対象経費×補助率	
(2)	発電設備の更新、かつ売電量が増加しない	州	
(3)	発電設備の更新、かつ売電量が増加するが自家消費分が5割以上	•補助対象経費(設備費)×1/2×補助率 •補助対象経費(設計費、工事費、諸経費)×補助率	
(4)	発電設備の更新、かつ売電量が増加するが自家消費分が5割未満	対象外	

[※]複数の工場間における工場間一体省エネルギー事業の相互融通の場合は、(1)とみなす。

> 他の補助事業との調整

- ①本補助金と国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできない。
- ②本補助金と、エネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)との併用はできない。
- ※その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口に問い合わせのこと。

> 補助対象事業者

事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

※個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し又は**税理士・会計士**等による申告内容が事実と相違無いことの証明(任意様式)を提出のこと。

> 申請単位

単独実施

エネルギーを使用し事業を行っている者であって、その使用量を削減するための設備を設置・所有しようとする事業者を申請者とする。

共同実施

申請対象の設備等を設置する工場・事業場等の所有者と、当該設備等の所有者又はエネルギー使用者が異なる場合は、複数の者の共同実施事業として取り扱う。

> 事業期間

事業開始日

SIIの交付決定日を事業開始日とする。

- ※発注は交付決定日以降に実施する必要がある。 ただし、それに関する3者以上の見積依頼・競争入札については、 公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。
- <u>※詳細はSIIホームページに掲載されている「交付申請書作成の手引き」を参照</u>

事業完了日

事業に関わる全ての支払いが完了する日を事業完了日とする。 原則、平成28年1月29日までに事業に関わる全ての支払いを完了すること。

※申請時の事業完了日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

▶ 補足① 共同実施について

①ESCOの場合

シェアード・セイビングス契約

ESCO事業者:A

(設備所有者)

(省エネ保証)

(設計・施工)

(保守等)

サービス料から補助金 額相当を減額する サービス料
省エネ保証

事業者:B、C

(エネルギー使用者)

(敷地)

(運転)

(A+B+Cの共同申請) (エネルキ・一管理単位はB+C)

▶ 補足① 共同実施について

②リースの場合

リース事業者:A (設備所有者)

リース料金から補助金 額相当を減額する リース料金

設備貸与

事業者:B、C (エネルギー使用者) (運転管理、保守等)

> (A+B+Cの共同申請) (エネルキー管理単位はB+C)

➤ 補足① 単独実施について

③商業用ビル等の場合

ビルオーナーは A事業者

C事業者(店子)
B事業者(店子)
(単独申請範囲)
(エネルキ・一管理単位)
A事業者

A事業者が、全体の全体のエネルギー管理をしているAビルで省エネ設備を設置する場合。 A事業者の単独申請

設備設 置場所	エネルギー 使用者	設備 所有者	申請者
Aビル全体	A事業者	A事業者	A事業者 店子との契約書の写し

省エネ設備

ビルの所有者が複数いる場合は、 所有者全員の共同申請

↑Aビル

➤ 補足① 単独実施について

③商業用ビル等の場合

ビルオーナーは A事業者

<mark>C事業者</mark>(店子)

(単独申請範囲) (エネルギー管理単位)

B事業者(店子)

A事業者

B事業者(店子)が、Aビルの賃貸部分に省 エネ設備を設置し省エネ事業を行う場合。

B事業者の単独申請(Aの設備設置承諾書)

設備設 置場所	エネルギー 使用者	設備 所有者	申請者
Aビル	B事業者		B事業者 (Aの設備設置承諾書)

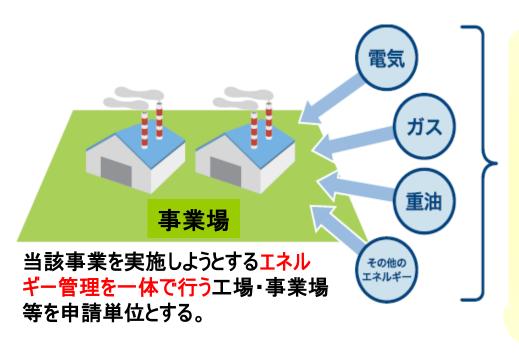
省エネ設備

もくじ

- 1. 全体概要
- 2. 区分 I 【省エネ設備・システム導入支援】
- 3. 区分Ⅱ.【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】
- 4. 区分Ⅲ.【エネマネ事業者を活用する場合】
- 5. 事業の実施
- 6. 年度またぎ事業
- 7. 補足資料

> 補助対象事業

既設設備・システムを置き換えることにより、下記のいずれかの要件を満たす事業。



工場・事業場等全体のエネルギー使用量が

1%以上

または

500kl(原油換算)以上 削減されること

または

補助対象経費1千万円当たりの法定耐用年 数を考慮した省エネルギー量が

200kl(原油換算)/(補助対象経費) 千万円以上 であること

※新設とみなされる工場・事業場等への設備の導入は対象外とする。



> 補助対象設備

- ①既設設備・システムの置き換え等による省エネルギーに寄与する 設備であり、一定の省エネルギー効果が確保される設備。
- ※直接省エネルギーに寄与しない設備は、原則対象外。
- ※対象設備のエネルギーの使用量を計測する機器は、補助対象とすることが出来る。
- ②原則として、導入する設備が兼用設備および将来用設備、予備設備でない設備。
- ③償却資産登録される(固定資産等として登録される)設備。



> 補助対象設備

- ④安全上の基準等を満たしている設備。
- ⑤エネルギー消費を抑制する目的に関係のない機能を、オプション 等により追加していない設備。
- ⑥「廃棄しているエネルギー(蒸気・熱等)」の再利用による省エネルギー事業の場合、現在工場・事業場等で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーの再利用によって省エネルギーを実現する設備。

➤ 工場間一体省エネルギー事業

複数の既設の工場間において、一体となって省エネルギーを行う事業のこと。

(1)同一事業者間で実施する場合

隣接又は遠隔を問わず、実施する全ての工場を対象とする。

(2)複数事業者間で実施する場合

原則、隣接する工場のみを対象とする。

ただし、隣接していない工場間であっても本事業実施前から配管等により直接エネルギーや生産品等の融通を行っていた場合は対象とする。

<注意点>

- 事業に関係する全ての事業者を申請者とし、各申請者の設備に対する持分を明記すること。
- 申請者の中から事業全体の管理者を選定し、事業全体に係る責務を負うこと。
- 導入した設備の法定耐用年数以内に、いずれか一者でも補助対象設備を処分する場合は、 原則、財産処分となるので注意すること。

▶ 工場間一体省エネルギー事業

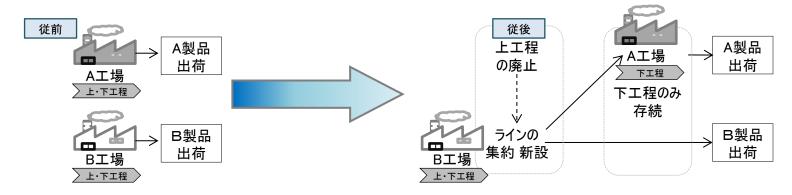
- (1)同一事業者間で実施する場合
- (2)複数事業者間で実施する場合

共通要件•事項

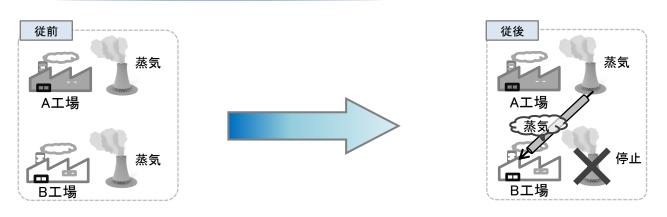
- ①複数工場を一体として申請可能要件を満たすこと。複数工場毎および複数工場を合算した原油換算表を作成・提出すること。
- ②共有するユーティリティーを所有する事業体を新たに立ち上げる等の新たなビジネススキームとする事業は対象外とする。

▶ 工場間一体省エネルギー事業 申請例

生産ラインの一体化による省エネルギー事業



ユーティリティーの共有による省エネルギー事業



もくじ

- 1. 全体概要
- 2. 区分 I 【省エネ設備・システム導入支援】
- 3. 区分Ⅱ.【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】
- 4. 区分Ⅲ.【エネマネ事業者を活用する場合】
- 5. 事業の実施
- 6. 年度またぎ事業
- 7. 補足資料

> 補助対象事業

既設設備・システムを置き換え、製造プロセス等の改善、

一部設備・システム(※)の新設により、下記のいずれかの要件を満たす事業。

※一部設備・システムとは…

蓄電池、蓄熱システムや自家発電設備を指す(再生可能エネルギー源を用いて発電を行う発電設備を除く)。

- ▶ 事業を実施する工場・事業場等全体でピーク対策効果(次項より解説)率が5%以上、 又はピーク対策効果量が1900千kWh以上であり、かつ増エネとならない事業
- ピーク対策効果量が800千kWh/(補助対象経費)千万円以上であり、増エネとならない事業。



以下の場合は補助対象外のため、要注意!

- ▶ 一部設備・システムの新設と併せて、それ以外の設備の新設が伴う場合
- ▶ 建物自体の新築と併せて設備・システムを新設する場合。

3. 区分 Ⅱ 【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】

> 補助対象設備

- ①既設設備・システムの置き換え、改修、一部設備・システムの 新設等により、一定のピーク対策効果が確保され、 また増エネとならない設備・システム。
- ※対象設備のエネルギーの使用量を計測する機器は、補助対象とすることが 出来る。

3. 区分 Ⅱ【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】

> 補助対象設備

- ②原則として、導入する設備が兼用設備および将来用設備、 予備設備等でない。
- ③償却資産登録される(固定資産等として登録される)設備。
- ④安全上の基準等を満たしている設備。
- ⑤エネルギー消費の抑制とピーク対策の目的に関係のない機能を、 オプション等により追加していない設備。

▶ 補足⑤ ピーク対策効果について

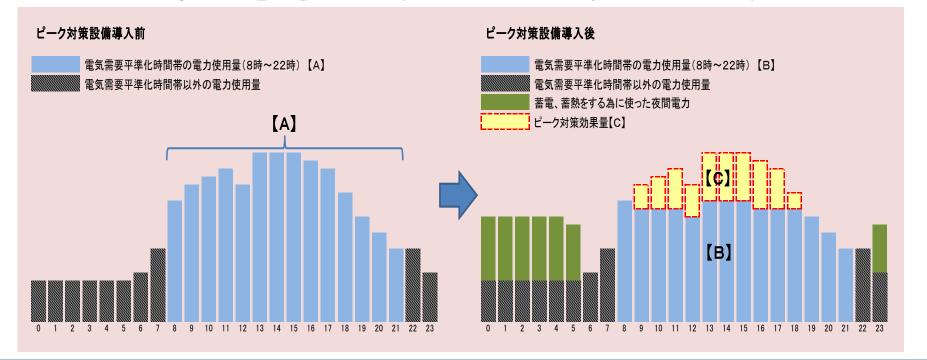
電気需要平準化時間帯(※)の電力使用量削減効果のこと。

※電気需要平準化時間帯とは…



7/1~9/30、12/1~3/31の8時から22時までの時間帯。

時間帯別の電力使用量が把握できていない場合は補助対象外



もくじ

- 1. 全体概要
- 2. 区分 I 【省エネ設備・システム導入支援】
- 3. 区分Ⅱ.【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】
- 4. 区分Ⅲ.【エネマネ事業者を活用する場合】
- 5. 事業の実施
- 6. 年度またぎ事業
- 7. 補足資料



> 補助対象事業

区分 I、IIの事業とともに、エネマネ事業者がエネルギー管理 支援サービスを実施するために、SIIが指定する機能要件 を満たすものとして事前に登録されたEMSを設置すること

※EMS導入のみの申請は不可。

エネマネ事業者との間で、3年以上のエネルギー管理支援サービス契約を締結する。

なおエネルギー管理支援サービス契約及びEMS導入契約は、同一のエネマネ事業者と締結すること

※同一コンソーシアムの場合でも、エネルギー管理支援サービス契約及びEMS 導入契約の締結先エネマネ事業者は同一である必要がある。

> 補助対象事業(申請可能要件)

≪区分 I の事業に対してエネマネ事業者を活用する場合≫

- ▶ 区分 I の要件を満たす。
- ➤ 工場・事業場等において、『EMSを用いた設備』の制御のみによる省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl(原油換算)以上であること。
 - ※補助対象外設備に対する『EMSを用いた設備』の制御による省エネルギー効果も含めて良い
- ➤ 工場・事業場等において、下記3点による全体(※)での省エネルギー率が10%以上、又は省エネルギー量が1200kl(原油換算)以上であること。
 - ①既設設備・システムの置き換え
 - ②製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等
 - ③EMSを用いた設備の制御
 - ※申請パターンDの場合:①と③の全体での省エネ効果
 - 申請パターンFの場合: ①~③の全体での省エネ効果

▶ 補助対象事業(申請可能要件)

≪区分Ⅱの事業に対してエネマネ事業者を活用する場合≫

- ▶ 区分Ⅱの要件を満たす。
- ➤ 工場・事業場等において、『EMSを用いた設備』の制御のみによるピーク対策効果率が5% 以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh以上であること。
 - ※補助対象外設備に対する『EMSを用いた設備』の制御による省エネルギー効果も含めて良い
- ➤ 工場・事業場等において、下記3点による全体(※)でのピーク対策効果率が50%以上、又はピーク対策効果量が4500千kWh以上であること。
 - ①既設設備・システムの置き換え
 - ②製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等
 - ③EMSを用いた設備の制御
 - ※申請パターンEの場合:②と③の全体での省エネ効果
 - 申請パターンGの場合:①~③の全体での省エネ効果
 - ※区分 I +区分 II に対しエネマネ事業を行う場合もあり。 公募要領P. 7の申請パターンの表を参照。

> 補助対象設備

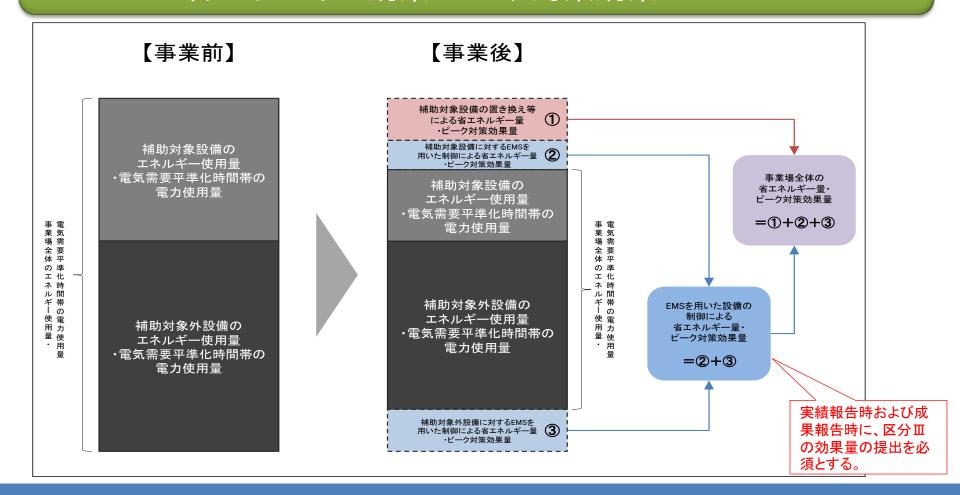
- ①エネマネ事業者が提供するエネルギー管理支援サービス等の 実施のために必要不可欠なシステム・機器で、予めSIIの確認 を受け、補助対象システム・機器として登録されているもの。
- ※計測については、区分 I・Ⅱ の補助対象設備、EMSによる制御対象設備について計測するものを補助対象とすることができる。
- ※制御については、省エネルギー効果・ピーク対策効果が発生するものを制 御する場合は補助対象とすることができる。
- ※対象・対象外設備の計測・制御が混在する場合は、それぞれに要した費用 按分を行う等、合理的に説明すること。



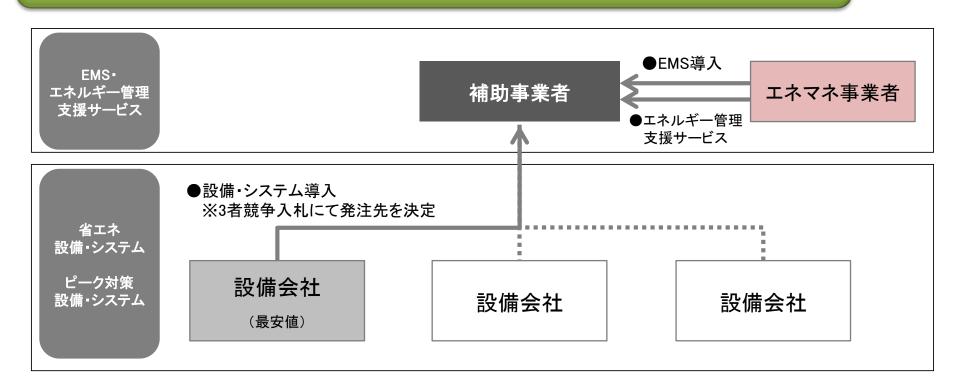
> 補助対象設備

- ②償却資産登録される設備(固定資産等として登録される設備)であること
- ③安全上の基準等を満たしている設備であること。
- ④補助対象となる設備・システムの最長の処分制限期間(法定耐用年数の間)、適切に管理されること。

▶ 補足⑦ エネマネ事業者を活用する場合における 省エネルギー効果・ピーク対策効果について



→ 補足® エネマネ事業者を活用する場合における 契約締結について



もくじ

- 1. 全体概要
- 2. 区分 I 【省エネ設備・システム導入支援】
- 3. 区分Ⅱ.【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】
- 4. 区分皿【エネマネ事業者を活用する場合】
- 5. 事業の実施
- 6. 年度またぎ事業
- 7. 補足資料

> 交付申請

公募要領の確認



アカウント登録



ポータルにログイン



計画立案



ポータルに入力



書類の出力



書類の郵送

申請者はSIIホームページにてアカウント登録した後、補助事業ポータル(Web)にて必要事項の入力を行うとともに、作成した申請書類をSIIに郵送する。

> 補助事業の流れ

申請

審查•交付決定

事業開始~完了

必要により中間検査または進捗確認など実施

実績報告

確定検査

補助金の支払い

成果報告

- ・省エネ事業を継続
- 耐用年数期間、 取得財産管理を行う
- 検査 等

今年度 交付申請書提出 実績報告書提出 年 成果報告書提出

補助事業の流れ

申請

審查•交付決定

事業開始~完了

実績報告書には1ヶ月程度の省エネ実績データが 必要。

※事業開始日はSIIの交付決定日とする

※事業完了は支払完了日(検収日ではない)

実績報告

確定検査

補助金の支払い

成果報告

- 成果報告については、省エネ設備の設置後一年間の 省エネ実績データを測定し、結果をSIIに提出。
- 省エネ原油換算量kl等が申請時の省エネルギー量を 達成することが必須。
- 成果報告後も、設備の耐用期間まで省エネ事業を 継続

本年度のスケジュール

申請 審查•交付決定 事業開始~完了 実績報告 確定検査 補助金の支払い

成果報告

公募期間(6/19~7/15)に申請書作成・提出

8月末予定

- 交付決定前に、発注等を完了させた設備等に ついては、補助対象とならない。
- 事業完了(支払完了)は2016年1月29日まで
- 実績報告書の作成、提出 期限:事業完了から30日以内又は3月10日の いずれか早い方

3月末まで

> 審査

SIIは、以下の項目に従って審査を行う。(必要に応じて申請者へのヒアリング実施)。関係分野の専門家で構成される審査委員会の審査結果を踏まえ採択者を決定する。

①審査項目

※必須要件

- •交付規程及び公募要領の要件
- 事業の全体計画、事業の確実性、継続性
- •補助事業に要する経費

> 審査

②評価項目(1/2)

- ・省エネルギー効果及びピーク対策効果 申請単位に対する補助事業による省エネルギー量(省エネルギー率)、 ピーク対策効果量(ピーク対策効果率)。※
- ・費用対効果補助対象経費1千万円当たりの耐用年数を考慮した原油削減量 又は電気需要平準化時間帯の電力使用削減量。
- •技術の先端性
- ※申請パターンA,Dについては、ピーク対策効果についての記載は任意とするが、 省エネルギー効果に加えてピーク対策効果も評価することとする(この場合必達となる)。 また、申請パターンB,Eについては、ピーク対策効果に加えて省エネルギー効果も評価する。

> 審査

②評価項目(2/2)

- <u>•政策的意義</u>:下記の重点支援事業に該当するか否かを審査する。
- ・中小企業の省エネルギー事業
- ・申請者が省エネルギーの数値目標を明確にした計画(環境自主行動計画等) を公表しており、当該行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業
- ・省エネ法に規定する中長期計画の実効性を高めるための省エネルギー事業 等
 - ※ISO 50001の認証を取得している事業者であって、ISO 50001に基づく行動計画の 実効性を高めるための省エネルギー事業と認められる場合も含む。
- ・売上高に対するエネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型 企業



> 交付決定について

①結果の通知

- ・交付決定の結果については、文書にて申請者に通知する。
- ・交付決定後、採択分については事業者名、事業概要、補助金交付決定額等をSIIのホームページ に掲載する。

②その他

採択事業者への事務取扱説明会(採択以降の事業実施方法の説明会)を開催する。開催日時等は採択事業者に別途連絡する。

> 補助事業の開始~完了

- ※【見積依頼・競争入札等の留意点】
 - ① 発注内容を明確にした依頼仕様書を作成し、以下に留意して見積書を 入手する。
 - 補助対象と補助対象外が明確に記載されていること。
 - ・見積書には、見積り依頼仕様書と同じ、納期、支払条件、 工事名称等が記載されて、見積り提出期限が守られていること。
 - ② 特命発注が必要な場合は以下により合理的な説明を行う。
 - <u>·特命理由</u>

補助対象設備を取り扱う業者がなぜ1社しかいないのか、他の設備ではなぜ対応できないのか等を明記のこと

-価格の妥当性

過去の事例や同類設備の価格等より提示すること

> 実績報告及び補助金額の確定

- ①補助事業者は、補助事業完了の日から30日以内に、補助事業実績報告書をSIIに提出する。
- ②SIIは、補助事業実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査を行い、 交付すべき補助金の額を確定する。
- ③申請通りの省エネルギー効果等が得られないことが明らかになった場合、 補助金の支払いを行わない。
 - ※1か月程度の実績データにより算出すること
- ④申請通りの設備が設置されていない場合、補助金の支払いを行わない。
- ⑤補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの 調達分(工事等を含む)がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利 益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。



➤ 補助金の支払い

- ①補助事業者は、補助金の確定後、精算払請求書をSIIに提出する
- ②SIIは、精算払請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付する



➤ 補助金の支払い以降

財産等の管理について

- ①法定耐用年数の間、適切に管理を行う
- ②取得財産等を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、 あらかじめSIIの承認を受けなければならない。

> 補助金の支払い以降

省エネルギー量等の成果報告について

- ・補助事業者は事業終了後1年間のデータを取得し、SIIより配布 されるフォーマットに沿って、データ取得完了後90日以内にSIIに 報告。
- ・<u>省エネルギー実績及びピーク対策実績が計画値に対して未達の</u>場合は、支払い済み補助金の返還、エネマネ事業者登録の解除となる場合がある。
- •SIIが必要と認めたものについてはその内容を公表する場合がある
- ・経済産業省又はSIIから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合、可能な限り協力をすること。

> 補助金の支払い以降

≪申請パターンごとの計画値の達成項目確認表≫

申請パターン	省エネルギー効果	ピーク対策効果
A		0
В	•	•
С	•	•
D	•	\circ
Е	•	•
F	•	•
G	•	•

- ⇒必達値
- ⇒申請総括表に効果が記載されて いる場合は必達値となる。
- □ ⇒ 区分 I 対象設備単体での必達値。 それ以外は、工場・事業場全体での必達値。

エネマネ事業に係るデータの把握について

エネマネ事業者を活用する場合(申請パターンD~G)、実績報告時および成果報告時に、 各区分ごとの効果量の実績値の提出を必須とする。

➤ 補助金の支払い以降

補助金の返還、取り消し、罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、 その他、関係する法令・規定に抵触した場合、次の措置が講じら れる。



- •交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- •相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定の不実施
- ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

▶ 報告•連絡•相談

事業者は、申請後申請内容等に係る変更(事業内容、代表者、住所等)が発生する見込みとなった場合や、補助事業の遂行が困難となる見込みとなった場合等、独自に判断せず、速やかにその内容をSIIに必ず相談すること。

もくじ

- 1. 全体概要
- 2. 区分 I 【省エネ設備・システム導入支援】
- 3. 区分 Ⅱ. 【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】
- 4. 区分皿【エネマネ事業者を活用する場合】
- 5. 事業の実施
- 6. 年度またぎ事業
- 7. 補足資料



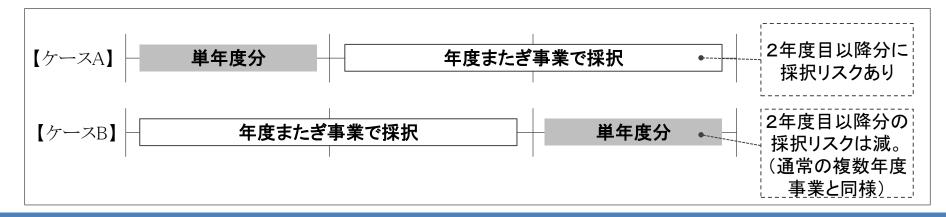
> 補助対象事業

当補助金の複数年度事業において、事項の要件を全て満たす事業について「年度またぎ事業(国庫債務負担行為分)」として申請することにより、年度またぎ期間(2月~4月)に事業を行うことが可能となる。

予算額は約20億円。

▶ 補助対象事業

- ①平成27年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の要件を満たすこと
- ②2月から4月に事業を実施せざるを得ない要因として補助 事業者では変更することのできない外的要因が存在すること
- ③年度またぎ事業については、原則、2年以内に完了する事業であること



> 外的要因の例

- ・法定点検の期間が2~4月に定められており、この時期にしか省 エネ投資が不可能な場合。
- 関連する事業者等との間で計画に基づいた定期修理計画があり、 補助事業者都合のみでは時期を変更することができない場合。
- ・取引先と契約等が締結されており、2~4月の時期に設備更新等 を実施しなければ、取引先に損害を与えるおそれがある場合。

> ~

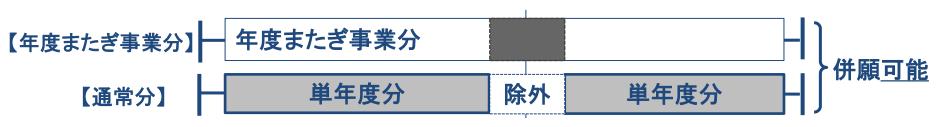
~理由例~

「A社工場は、5月から翌年2月迄は繁忙期であり、本期間内に生産を停止した場合、取引先に多大な影響を与える為、生産を停止することができない。このため法定点検は3月に予定している。取引先との契約及び法定点検時期を踏まえると、工場の稼働を停止した3月のタイミングで省エネ投資をする必要があり、年度またぎ期間に設備更新の工事を実施する。」

➤ 併願について

同一事業内容の計画について年度またぎ事業と複数年度事業の併願は、原則不可。

ただし、年度またぎ部分として、通常部分と切り分けることができる場合、年度またぎ事業として申請した事業計画のうち、<u>年度またぎ(2月-4月)に係る事業分を除いた内容で</u>複数年度事業として併願を行うことは可能。



年度またぎ部分は除外して申請

もくじ

- 1. 全体概要
- 2. 区分 I 【省エネ設備・システム導入支援】
- 3. 区分Ⅱ.【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】
- 4. 区分皿【エネマネ事業者を活用する場合】
- 5. 事業の実施
- 6. 年度またぎ事業
- 7. 補足資料

7. 補足資料

交付申請書作成の手引き

交付申請書作成の手引き 別冊(補助事業ポータルについて)

交付申請書作成の手引き 別冊(省エネルギー計算について)